

事業番号

2022 - 府 - 21 - 0147

令和4年度行政事業レビューシート (内閣府)

事業名	児童手当等交付金に必要な経費			担当部局庁	子ども・子育て本部	作成責任者			
事業開始年度	昭和46年度	事業終了 (予定)年度	令和4年度	担当課室	児童手当管理室	室長 吉田 貴典			
会計区分	年金特別会計子ども・子育て支援勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	・児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)第18条、 19条 ・児童手当法施行令(昭和46年9月4日政令第281号) 第5条			関係する 計画、通知等	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて (内閣総理大臣通知 平成27.5.14府子本第102号)				
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参 画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	別紙のとおり。 なお、本事業は平成26年度末まで厚生労働省において実施し、平成27年度より内閣府において実施している。平成24年8月に可決・成立した子ども・子育て 関連3法に基づき、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、内閣府へ子ども・子育て本部が設置された。子ども・子育て本部においては、認 定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等に対する財政支援や児童手当の支給等について一元的に行うこととし、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て 支援を総合的に推進することとしている。 (厚生労働省作成平成27年度行政事業レビュー「子どものための金銭の給付交付金に必要な経費」(事業番号676))								
実施方法	負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,348,808	1,326,160	1,294,923	1,258,773	-		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	▲ 33,971	-	-	-	-		
	計		1,314,837	1,326,160	1,294,923	1,258,773	0		
	執行額		1,303,771	1,277,910	1,249,192	-			
	執行率 (%)		99%	96%	96%	-			
	当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)		97%	96%	96%	-			
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由					
	児童手当等交付金	1,218,315	-						
	特例給付等交付金	40,458	-						
	計	1,258,773	-						
活動内容 (アクティビ ティ)	○支給対象 中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している方 ○支給額(児童1人当たりの月額) ・所得制限限度額未満の場合 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 ・所得制限限度額以上の場合(特例給付) 一律5,000円 ※令和4年10月支給分から特例給付の対象者に所得上限(年収1,200万円相当)を設定								
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
		児童手当受給者数	活動実績	人	9,001,638	8,848,385	-	-	-
			当初見込み	-	-	-	-	-	-
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の 一部を交付するものであり、単位当たりコストの算出に はなじまない			単位当たり コスト	-	-	-	-	
				計算式	-	-	-	-	

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定量的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と令和元年～令和3年度の達成状況・実績						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	児童手当は、要件に該当する者(0歳～中学校卒業までの児童を養育する者)に対して支給するものであるため、定量的な目標を設定することは困難である。	代替目標	代替指標	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			児童手当受給者数	実績	人	9,001,638	8,848,385	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載										
政策評価	政策	23. 子ども・子育て		政策評価書 URL	https://www8.cao.go.jp/hyouka/r3bunseki/r3bunseki-11.pdf					
	施策	29. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進		該当箇所	P3					
事業所管部局による点検・改善										
		項目	評価	評価に関する説明						
国費投入の必要性		事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	少子化が進行する中で安心して子育てできる環境を整備することは喫緊の課題であり、本事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減を求める声に対し子ども及び子育て家庭を支援するため、児童手当支給対象者に現金給付を行っており、国民や社会のニーズを反映している。						
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	児童手当法において定められているため、国が実施すべき事業である。(地方自治体、事業主の負担あり)						
		政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として児童手当法に基づき支給されており、優先度が高い事業である。						
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-							
		一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無							
		競争性のない随意契約となったものはないか。	無							
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は交付要綱に基づき交付することとなり、地方自治体、事業主負担もあり、妥当である。						
		単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-						
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-						
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものである。						
事業の有効性		成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対して支給されるため、目標値の設定はできないが、今後とも適正な執行に努める。						
		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-						
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	予算執行率は96%となり、おおそ活動指標は見込みに見合ったものとなっている。						
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	児童手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。						
関連事業		関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-							
		事業番号	事業名							
点検・改善結果	点検結果	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付しており、安定した制度の運用を行っている。								
	改善の方向性	引き続き、児童手当支給対象者に確実に手当を支給できるよう努めてまいりたい。								

外部有識者の所見

「児童の健やかな成長に資する」という目的からすると、必要とする扶養者がきちんと給付を受けられる(ような制度周知)及び扶養者の冗費に充てられてしまわないような方策が図られるべきと考える(実際の事務は地方公共団体が担当することを考慮するとそのような方策も地方公共団体の担当ということになると思う)。

行政事業レビュー推進チームの所見

終了予定	外部有識者の所見も踏まえながら、今後、同種の事業を実施する際は、当該事業の知見を最大限生かして、効率的・効果的な事業の実施に努めること。
------	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

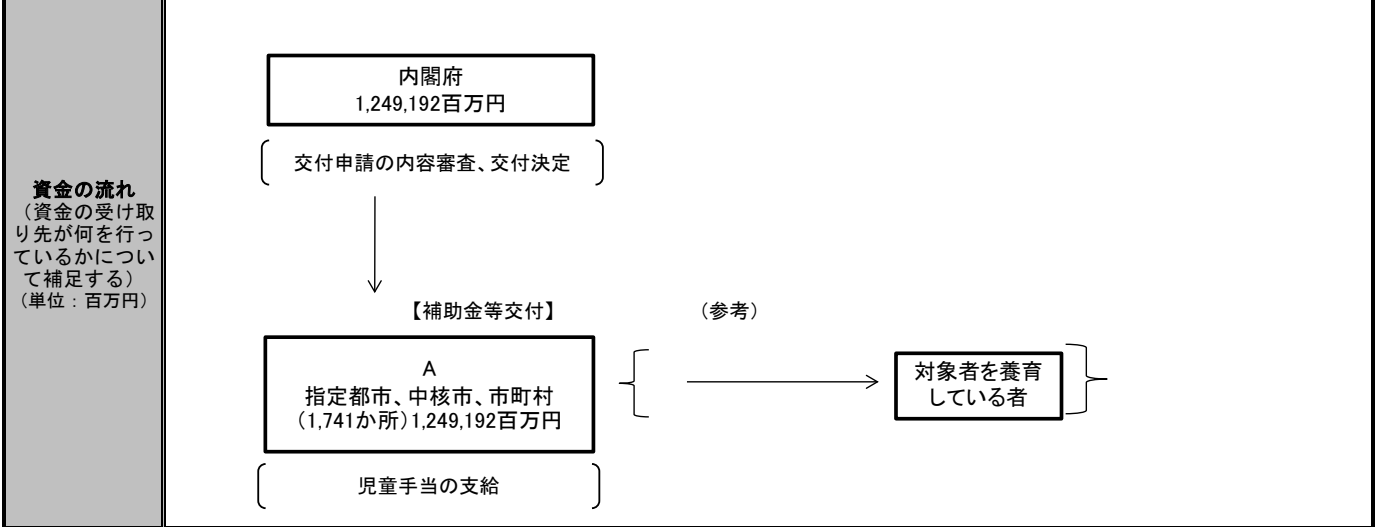
予定終了通り	所見の内容を踏まえ、今後検討いたします。
--------	----------------------

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	厚生労働省0896			
平成24年度	厚生労働省0778			
平成25年度	厚生労働省0662			
平成26年度	厚生労働省0666			
平成27年度	新27-0005			
平成28年度	0108			
平成29年度	0111			
平成30年度	0118			
令和元年度	内閣府 - 0127			
令和2年度	内閣府 0128			
令和3年度	2021 府 20 0143			

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途	A.横浜市			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
児童手当	児童手当等交付金に必要な経費	35,261				
計		35,261	計		0	

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	児童手当等の支給	35.261	補助金等交付	-	-	-
2	大阪市	6000020271004	児童手当等の支給	26.096	補助金等交付	-	-	-
3	名古屋市	3000020231002	児童手当等の支給	22.928	補助金等交付	-	-	-
4	福岡市	3000020401307	児童手当等の支給	17.690	補助金等交付	-	-	-
5	札幌市	9000020011002	児童手当等の支給	17.492	補助金等交付	-	-	-
6	川崎市	7000020141305	児童手当等の支給	15.457	補助金等交付	-	-	-
7	神戸市	9000020281000	児童手当等の支給	14.593	補助金等交付	-	-	-
8	さいたま市	2000020111007	児童手当等の支給	13.742	補助金等交付	-	-	-
9	広島市	9000020341002	児童手当等の支給	13.237	補助金等交付	-	-	-
10	京都市	2000020261009	児童手当等の支給	12.794	補助金等交付	-	-	-

児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで(15歳に到達後の最初の年度末まで)の児童(住基登録者：外国人含む) ※対象児童1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
手当月額 (一人当たり)	<p>0～3歳未満 一律15,000円</p> <p>3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</p> <p>中学生 一律10,000円</p> <p>所得制限限度額以上 一律5,000円(特例給付)</p> <p>※所得制限限度額(年収ベース) 960万円(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合)</p> <p>(令和4年10月支給分から特例給付の所得上限額を創設 (子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円相当))</p>		
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)		
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当		
給付総額	令和4年度予算：1兆9,988億円 (うち特例給付637億円) (国負担分：1兆951億円、地方負担分：5,476億円 事業主負担分：1,637億円、公務員分：1,925億円)		